

警察・商工労働委員会

- 1 期 日 平成21年3月4日（水）
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 東 保幸
副委員長 中村道徳
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、生活安全企画課長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長

6 議長からの調査依頼事項

県第1号議案 平成21年度広島県一般会計予算中警察・商工労働委員会所管分

7 付託議案

- (1) 県第28号議案 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項
- (2) 追県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第6号）中所管事項

8 報告事項

- (1) 被疑者取調べ監督の実施について
- (2) 少年非行等の概要について（平成20年中）
- (3) 日教組教研集会の開催に伴う警察措置結果について

9 会議の概要

（開会に先立ち、委員長が今次定例会中の委員会の進行順序について説明した。）

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 調査依頼事項

県第1号議案「平成21年度広島県一般会計予算中警察・商工労働委員会所管分」を議題とした。

- (4) 調査依頼事項に関する質疑・応答

○質疑（金口委員） 平成21年度警察費当初予算案の主要事業である緊急経済・雇用対策の新規事業ですが、総合防犯警戒員の配置事業につきまして、お尋ねしたいと思います。

この間いただきました当初予算案の主要事業を見ますと、この総合防犯警戒員の配置事業に、9,987万7,000円の財源をつけて実施されるということです。この事業

は広島県緊急雇用対策基金を財源として、雇用創出をする事業であると理解いたしております。振り込め詐欺の被害防止に向けた銀行等店舗以外のA T Mでの防犯活動などを行うということで予算計上されています。

振り込め詐欺は昨年、全国で急増いたしまして、多くの高齢者等が被害に遭い、約276億円の被害が発生しているということでございます。広島県におきましては、皆様方の御努力によりまして、対前年度比で20%ぐらい少なくなっているということです。広島県警察としての成績は随分上がっているということではありますが、全国的には非常に被害が多いということです。特に、携帯電話を持ってA T Mを操作させるような大変悪質で、また巧妙な手口によるものだろうと思っております。これまで以上に重点的、集中的な被害防止の対策を講じることが非常に重要であると考えております。

そこで、この総合防犯警戒員ということが考えられたのだろうと思いますが、この総合防犯警戒員の任務、体制、運用要領について、また雇用創出という視点からどのように契約をされるのか、お尋ねしたいと思います。

- 答弁（生活安全部長） 総合防犯警戒員の任務につきましては、振り込め詐欺被害を防止するために銀行等の店舗外A T Mの警戒活動や広報啓発活動を行うほか、子供に対する声かけ事案やひったくりなど、犯罪等の発生状況に応じて防犯パトロールなどを行うこととしております。

体制につきましては、1班7人の5班編成で、統括責任者以下37人とし、警察と連携を図り、振り込め詐欺などの発生情報に基づき、県内一円で活動を行う予定であります。勤務時間は1日8時間で、午前7時から午後7時までの間の時差出勤勤務とし、A T Mの警戒活動などは過去の被害分析結果を踏まえ、発生が多い、おおむね午前9時ごろから午後3時ごろまで、そのほかの時間は犯罪状況に応じた防犯パトロールなどを行う予定としております。契約方法につきましては一般競争入札とし、警戒活動などの業務を行う警備業者に委託をして実施することとしております。

- 要望（金口委員） 振り込め詐欺というのは、自分の子供や、家族、身内など、人を守る余りについ振り込んでしまうものです。そういう意味では大変卑劣な犯罪であると思っております。これから最も力を入れてもらいたいのは、とにかく事案を発生させない未然防止ということをお願いします。

それからもう一つは、もしそれが起こった場合、必ず犯人を逮捕するということにも力点を置いていただきたいと思います。

このたび、総合防犯警戒員のほかに、携帯電話の監視装置の設置にも予算をつけられておりますが、県民に対して今まで以上に効果的な情報発信をして、金融機関に対する対策を十分行っていただきたいということを要望いたします。

(5) 表決

県第1号議案 … 原案賛成 … 全会一致

(6) 付託議案

県第28号議案「広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項」外1件を一括議題とした。

(7) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（下原委員） 認知機能検査の実施についてお伺いしたいと思います。道路交通法の改正によりまして、高齢者が運転免許の更新に当たって受講している高齢者講習の前に、認知機能検査が義務づけられまして、ことしの6月1日から実施されるということでございます。高齢化社会になりまして、高齢化の進展に伴うというものであると理解いたしておりますが、この検査が導入された経緯と、検査を受ける75歳以上の運転免許保有状況と、交通事故の実態についてお伺いしたいと思います。

○答弁（交通部長） 高齢運転者の関係する事故には、加齢に伴います記憶力や判断力などの低下が相当の影響を及ぼしているということが考えられます。認知機能検査では、これらの機能が低下しつつあることを高齢運転者の方に自覚してもらうことにより、安全に対する意識を高め、また、安全運転の継続を支援していくために、平成19年6月に公布された改正道路交通法の規定により、ことしの6月1日から導入されるものであります。

次に、75歳以上の運転免許の保有状況でありますけれども、広島県内の平成20年12月末における75歳以上の運転免許保有者数は7万8,151人です。これは全体の免許保有者の約4.3%に当たります。ちなみに5年前の平成16年に比べますと、1万9,395人、33%増加している状況でございます。

最後に、交通事故の実態でございますが、平成20年中における75歳以上の方が起こした交通事故発生件数は770件、それによる死者数は13人でございます。5年前の平成16年と比べますと、全体の交通事故発生件数、死者数が減少している中で、発生件数は125件の増加、死者数は6人増加している状況でございます。

○質疑（下原委員） こんなに交通事故発生件数が多いということを改めて認識いたしました。確かにこういった状況からすれば、そういう政策になるのだろうと思いません。

物事を正しく判断するという認知機能と呼ばれる脳の機能や身体機能は、年齢とともに低下し、運転自体に大きな影響を与えるということは理解できるのですが、その低下しているということにつきまして、どのような検査を行われるのか、その検査の概要と実施する機関について、お伺いしたいと思います。

○答弁（交通部長） 認知機能検査でございますが、検査に要する時間は30分程度で、その内容は3つの種類がございます。

まず、時間の感覚を検査するため、検査時の年月日、曜日などを回答していただくもので、「時間の見当識」というのを調べます。次に、動物や果物などのイラストを記憶していただいて、一定の時間を置いて、ヒントをお与えして回答させる「手がかり再生」という検査があります。それからもう一つが、時計の文字盤を描

いていただいて、そこに指定する時刻をあらわす長針と短針を書いていただく「時計描写」、この3つの検査を行います。

これらの検査によりまして、判断力、記憶力が低くなっている人、少し低くなっている人、それから全く心配のない人に区分けします。この区分けをした上で、高齢者講習では、その結果に応じたわかりやすい講習を行うこととしております。これは免許を更新しようとする75歳以上の方を対象としまして、高齢者講習を受講する前に行われます。

この検査の実施機関でございますが、これは公安委員会が実施します。公安委員会が実施しますが、一定の要件を満たす法人に委託できるということにされておりますので、現実には委託を受けた法人、自動車教習所が実施するという形になります。

○質疑（下原委員） 現在の高齢者講習は70歳以上の方が受講しているわけですが、認知機能検査を70歳以上とせず、75歳以上に義務づけたということについて理由があれば、お伺いしたいと思います。

○答弁（交通部長） この認知機能検査の対象年齢につきましては、認知機能の低下の度合いには個人差がございます、ある年齢で切り分けるというのは非常に困難でございます。平成19年の法改正の際、平成17年中の全国における75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数が免許保有者10万人当たり19件、これに対して、74歳以下が7件ということで、75歳以上の方が2.7倍に及ぶという実態がありました。それから、認知症の有病率に係る推計では、65歳から74歳までは2%弱に対しまして、75歳から84歳までは約7%と、3倍以上高いということです。事故の実態などから見て、必要性がより高いと考えられる75歳以上の方が認知機能検査の対象として規定されたと承知しています。

○質疑（下原委員） 確かに数字を見れば、事故件数が多いです。私自身がそこまでの認識をいたしておりませんでした、確かにその方や周囲の人が安心ということになるのではないかと思います。

この認知機能検査の結果によっては、著しく認知機能が低下しているという評価が出る人もいると考えられるのですが、そのような人について、運転免許の更新を拒否したり、免許の効力を取り消したりすることがあるのか、お伺いします。

○答弁（交通部長） 認知機能検査につきましては、検査を受けた方が判断力や記憶力が低くなっているかどうかを簡易に確認するものであります。その結果で、かなり記憶力が低くなっていると判断された人であっても、運転免許証を更新することはできます。直ちに運転免許証が取り消されるというものではございません。

しかし、認知機能が低下した場合に行われやすい行為としまして、例えば信号無視であるとか一時不停止などの交通違反がある場合には、その後、専門医の診断を受けていただくことになりまして、そこで認知症であるという専門医の方からの診断がなされた場合には運転免許証を取り消すことになります。

○要望（下原委員） 医師の判断にゆだねるということであれば、仕方がないと思います。自動車は買い物や通院といった、ある意味、年寄りにとって日常生活に欠かせない交通手段であることも事実であります。今回の改正は75歳以上の高齢者に新たな負担を求めるといえるものであるとも思うのです。対象者への周知やきめ細やかな対応を徹底していただきまして、高齢者ができるだけ安全に運転することができる支援策となるように、これからも特段の配慮をしていただきたいと思います。

(8) 表決

県第28号議案外1件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(9) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（金口委員） それでは、ダガーナイフの件についてお尋ねしたいと思います。

先般、新聞にダガーナイフの回収が進まないという記事が載っておりました。これは東京・秋葉原で起きました無差別殺傷事件などにおきまして、殺傷能力の高いダガーナイフ等が使用されたことから、これを所持するための要件を厳格化する、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律がことしの1月5日から施行されました。所持者は警察での許可を受けるか、ことしの7月4日までに廃棄するなどの処置が必要ということでございます。新聞によると、届け出が少なくなっており、現在、県警察が回収されているのは19本ということでした。実際、このダガーナイフがどれくらい出ているかというのは推測するのが非常に難しいわけですが、この件に関しまして、県警察として回収に当たっての周知について、どのようなことをされているのか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（生活安全部長） いわゆるダガーナイフ等の特定刀剣類の回収につきましては、所持者みずからが廃棄することが困難であり、また廃棄の確認ができないということなどから、警察署で引き取りを行うなど、その回収に努めているところであります。

県内におけるダガーナイフ等の回収数につきましては、2月26日の新聞報道の時点では19本でありましたが、その後さらに7本を回収しておりまして、2月末現在では26本を回収しているところであります。特定刀剣類所持の禁止指定及びダガーナイフ等の引き取りの周知につきましては、昨年末から全警察署、交番、駐在所のほか、猟友会や自治体などの協力を得て、ポスターの掲示、また県警ホームページへの掲載、猟友会等構成員を対象とした講習の実施、刃物販売店や釣り具店に対する立ち寄り指導、さらにはマスコミを通じての広報などを実施してまいりました。

○質疑（金口委員） 常々、県警として広報活動がされていることは理解します。今言われた中で、県警ホームページでの広報というのがあります。私も時々、県警ホームページを見ることがあり、そこでは確かに5.5センチ以上の剣は所持禁止ということが出ております。ただ、県警ホームページは目的を持っていないと、ほとんど見ることはないと思います。

自分がホームページを見て、そういう意味でホームページというのは、県警とし

てこういうことをやっていますと見せるにはいいのですが、実効があるかということ、なかなか難しいのではないかと感じるころであります。県民に広く周知していくためには、今言われましたように、いろいろなところで啓発するため、ポスター等を掲示していくのがいいのではないかと感じております。大きな刀剣などと違いまして、所持者自身が許可の必要な場合について意識が低いし、法が改正されたこと自体もほとんど気づかれていないのではないかと感じております。

2月末で回収が19本から26本にふえたということですが、まだ全体の中では0.何%ぐらいしか回収されていないと思います。全体の本数を把握していないですし、調べられないと思いますので、わかりません。

今後、このことについて周知していくためには、もう一歩進んだことが必要ではないかと思っています。県警の方で何かお考えになっていれば教えてください。

- 答弁（生活安全部長） これまではこういったダガーナイフ等について、法律による所持品種の規制がなかったことから、先ほど委員が言われましたとおり、所持状況の把握は困難であります。しかしながら、秋葉原における無差別殺傷事件のように、凶悪事件に使用されるおそれがあることから、7月4日までの猶予期間においては、これまで行ってまいりました周知方法以外に交番、駐在所の広報誌による情報発信、また、減らそう犯罪情報官によりますテレビやラジオでの呼びかけなどをいたします。あらゆる機会を通じまして、積極的に県民の目や耳に訴えるように、その周知方法にも工夫を凝らしまして、より多くの特定刀剣類の回収に努めてまいりたいと考えております。

なお、警察官の街頭活動も強化しておりますけれども、こういった事案の取り締まりにつきましても徹底してまいりたいと考えております。

- 要望（金口委員） 市町の情報誌などにも協力を求めて掲載していくのもいいのではないかと思います。先ほど、それも含めて言われたのだと思います。

例えば、スキューバダイビングをする方がダガーナイフを持っておられるのを私は見たことがあります。そのときは法改正以前でしたので、ダガーナイフを持っておられても何の違和感も抱きませんでした。しかし、これから安全・安心な広島県をつくっていくという意味では、これも取り締まっていくことが非常に重要だとも思っております。犯罪を未然に防止するという意味でも、県警にこれからはますます回収のための強力な施策を期待いたします。

- 要望・質疑（下原委員） 今度、教育委員会でもいわゆる伝統武道をこれからの学校教育現場でやろうということがあります。今、ダガーナイフなどの凶器についての話がありましたが、もちろん昔も武具などを持っていたわけです。日本刀などを持っていたその当時の人たちは、人を切るための道具として使うのではなくて、精神を鍛えるための一つのシンボルのような感じであったわけです。チャンスがあれば、教育委員会等とも話をさせていただきまして、教育現場でもこういうものを持ってはならない、使用してはならないというアピールもしていただきたいと思っております。

先ほど説明のありました日教組の教育研究全国集会ですけれども、2,100人を警備に動員する、大変な労力だったと思います。ちょうどその現場に出くわしましたが、交通渋滞を起こすなど、いろいろなことがございました。そもそもその原因は何なのかということは申し上げません。

この中で抗議行動のあった極左、革マル派、中核派については、我々が学生時代によく聞いた、またよく見た団体です。この資料にある数字は県内から集まった人数なのか、それとも全国から集まった人数なのか、教えていただきたいと思います。

○答弁（警備部長） ここに革マル派15名、中核派85名と記載されておりますが、最終的に確実な数字の把握というのはなかなか難しい状況です。ただ言えるのは、県外からも応援に来ておられるということは間違いございません。

○要望（下原委員） ヘルメットをかぶって、いろいろなことをやるのでしょうかけれども、今回どうだったかは確認していないからわかりません。

8月6日に原爆死没者の慰霊をしようとして心静かに行きましたが、わあわあやっております。こういう方々がそういうことをすること自体、非常におかしいのでしっかりと取り締まってください。

○質疑（大曾根委員） 最近、映画の「おくりびと」が大変評判だそうです。死体を扱うという面で、そういう映画が賞をとるようなことがあり、私も驚いたわけです。

もう一つ、テレビの連続ドラマで「VOICE」というのがあります。声という意味ですが、よくよくそれを見ると、死体が語るということだそうです。死因には病気、他殺、自殺などいろいろありますけれども、見ただけではわからない部分があります。解剖してみなくては、本当に原因を究明できないということもあるかと思えます。

そういう点で、いろいろなたくさんの事件があれば、他殺、自殺、病死など、判断に迷うこともあると思うのですけれども、警察が死体を取り扱ったものの昨年1年間の状況を御説明いただきたいと思います。

○答弁（刑事部長） 昨年の死体の取り扱いの総数は3,220体、司法解剖が58体、行政解剖が1体です。

○質疑（大曾根委員） 総数が多い割に、解剖が少ないと感じました。私もいろいろ聞いてみますと、他県との比較において、広島県では、死体に対する解剖の比率が物すごく低いと伺っているのですが、全国状況との比較ではどうなっているのですか。

○答弁（刑事部長） 昨年で申し上げますと、行政解剖と司法解剖と合わせた、全体に占める解剖率は、全国平均は9.7%です。広島県の場合は全国で一番低くて1.8%ということです。

○質疑（大曾根委員） 本会議では、広島県警察の「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動による活動や、検挙率も高く、全国で1、2位ということで、本当によく頑張ってくさっていると感じました。先日は、不祥事件があって、今、警務部長からのおおびがあったのですが、それはそれとして非常に残念だと思っております。

話が少し横に逸れましたけれども、解剖率が非常に低いからといって悪いということにはならないと思うのですが、全国で1番低いというのはどういうことか、本当に大丈夫なのかという気がします。国会においても、最近、真相究明のための死体解剖について、もう少し力を入れていくための法案も検討されていると聞いています。広島県の現状として本当に大丈夫なのかということについて、だめだという答えは言いにくいかと思うのですけれども、現状について御説明いただきたいと思えます。

○答弁（刑事部長） 先ほどは、平成20年の実績だけを申し上げまして、少し驚かれたかもしれませんが、平成18年は3%だったのです。長期的な視点で見ますと、ここ10年間ぐらいの広島県の平均は約3.2%です。正確には平成11年から平成20年までの平均値でいきますと3.12%です。

全国には監察医務院制度を設けている県もありまして、この制度では、知事が独立した機関を設けることができ、そこに所属する監察医が、検視、検案、解剖を一手に行うもので、非常に解剖率が高くなっております。一番高いのは、神奈川県で、昨年29.5%、約3割の人を解剖しております。

そのほか、警視庁が18.9%、大阪が15.3%というように、数が大きいところがありますから、全体の解剖率もかさ上げになっております。監察医務院制度がない県では大体3%ぐらいで、広島県が特に低いわけではありません。昨年たまたま1.8%でしたけれども、過去10年間では3.12%で、全国並みということです。たまたま新聞にそういう形で報道が出ました。

ただ、解剖するかどうかにつきましては、犯罪死、犯罪の疑いがあるものについてはすべて解剖しております。昨年は1件しかなかったのですが、そのほかに行行政解剖と言いまして、犯罪によらないことが明らかだけれども、遺族の希望などによって、心臓なのか、脳なのかなど、どこに原因があつて死んだのかを調べるため、解剖してほしいと希望があるものについて解剖しております。

解剖するかどうかについては、犯罪によるかどうかわからないというものについて、厳密に見ておまして、それを解剖しないで済ませるということは一切ありませんので、安心していただきたいと思えます。

○質疑（大曾根委員） 広島県警察の解剖率が大変低いということの原因は、解剖医をする人が少ないためではないかという危惧をしております。最近、医者自体の絶対数が不足している中ですが、この解剖医は今、警察では何人ぐらいいて、全国的に見て適正な人員になっているのかについて疑問を持ったのですが、その点についてはどうですか。

○答弁（刑事部長） 現在は広島大学医学部の1名の先生に集中的にお願いをしておりますが、その方に支障がある場合にはどこにお願いしてもいいので、例えば岡山大学でありますとか山口大学に現実にお願ひする場合があります。年間59体ですから、ゆとりは十分あるということでもあります。

○要望・質疑（大曾根委員） テレビドラマの「VOICE」の中にも、解剖してみたら、外から見たのとは違って別の原因がわかったということもありますし、解剖しなくて済めば一番いいとは思うのですが、県民の方からすると、この率が低いだけでも不安に思います。それに対しては、警察本部から真実究明について、大丈夫だ、しっかりやっているのだ、解剖医の絶対数が少ないのではなくて、必要なときは幾らでも頼めるところはあるのだというバックグラウンドもよく説明してほしいと思います。

それから、別の話ですけれども、総務部長が御説明された中で、被疑者取り調べ監督の実施についての施設整備のところ、347室分の70室で整備するのに、1,083万8,000円という御説明だったのですが、1,083のあとに点があつて8,000円となっているため、一瞬、108万円と読んだのです。これは私の読み間違いなのですか。1,083万円と聞いて納得したのですが、この書き方では、千円ではなく、万円を書かれた方がよかったですのではないのでしょうか。

○答弁（総務部長） 1,083万8,000円で間違いはございません。

○質疑（大曾根委員） 中身が違う。

○答弁（総務部長） はい。

○要望（大曾根委員） 私は非常に厳密ですから、こういうことでわかりました。

○質疑（平委員） 御説明いただきました少年非行等の内容についてお尋ねしたいと思います。

軽犯罪法違反がふえておりますけれども、全般的に今、減少しているということだと思っております。先般、ある中学校を訪問しまして、その中学校の状況を聞きましたら、全般的に生徒は落ちついているということでした。ただ、問題を起こす生徒もいますということで、それがいずれも女子生徒でした。女子生徒の状況を聞いたら、生半可なものではない状況で、我々の中学生時代から比べますと、大変な差だということを感じました。そこで、この少年非行についての男女比がどうなっているのか、数値がなければなくてもいいのですが、この5年、10年の期間で、比率に変化があるのか、教えていただきたいと思っております。

○答弁（生活安全部長） まことに済みません。資料を本日持ち合わせておりませんので、また個別に説明いたしたいと思っております。

○質疑（平委員） 急な質問ですからなくても結構ですが、傾向として男と女の状況がどうなのか、私を感じるような大きな変化はないのか、把握されていますか。たまたま行った中学校がそういう状況だったのかもしれないですが、内容を聞けば、私の認識不足で、こういう話が出たものですから、女子生徒の非行がふえているような感覚でいしましたが、いかがでしょうか。

○答弁（生活安全部長） これは古い統計資料、平成19年までのものですけれども、女子の内数を記録しております。平成19年中は全体が3,837人の非行少年の中で、女子は955人です。その前年の平成18年は全体が3,356人の中で、女子は794人です。平成

17年は全体が3,560人中で、女子は884人という状況で、特にふえたという状況ではなく、ある程度の水準が続いている状況でございます。

○意見（平委員） これは10年前、20年前と比べないとわからないと思いますが、私がさっき言いました内容については、状況を十分つかんでいないということだと思っております。非行少年の中で、男子生徒ではなく、女子生徒の内容が感覚的にもう先生の手には負えないような激しい内容だったのです。これは特別な例なのかもしれませんが、もう20年や30年前と比べれば明らかに変化していることです。これからどうするかということを考える場合に、私の意見として、男子、女子それぞれの対策をお考えいただければありがたいと申し上げておきます。特に変化がなければ結構なのですが、私の感じた印象を申し上げておきます。

(10) 閉会 午前11時46分